

大阪星光学院役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規則」という)は、大阪星光学院(以下学院という)の理事及び監事の役員報酬に関することを定める。

(常任理事の報酬)

第2条 常勤する理事の報酬は次の通りとする。

月額 200,000円

2 期末手当は6月期に本俸の1ヶ月、12月期に本俸の2ヶ月を支給する。

3 通勤手当は大阪星光学院給与規程第17条にもとづいて支給する。

(定まった金額の支給を受けている者の報酬)

第3条 本学院の業務に就き、本学院の給与規程、雇用契約及び業務委託契約にもとづき定まった金額の支給を受けている者の役員の報酬は支給しない。

(非常勤理事の報酬)

第4条 非常勤理事の報酬は月額30,000円を支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事の報酬は月額30,000円を支給する。

(出張旅費)

第6条 出張旅費は、理事(理事長を含む)、監事、評議員の旅費に関する規程に定めるもののほかは、本学院の旅費規程およびその細則によって支給する。

(規程の改廃)

第7条 本規則の改廃は理事会の決議を経て行なうものとする。

付 則

第8条 理事長の役員報酬は当分の間、月額400,000円を支給する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

【準用規定】

給与規程

(通勤手当)

第17条 教職員には、交通機関等の利用に対する運賃相当額を支給する。

旅費規程

(出張旅費の種類)

第9条 出張旅費の種類は、交通費、宿泊費、食卓料、必要経費及び日当とする。

(交通費)

第10条 交通費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の鉄道運賃、航空運賃、車賃その他の交通費の実費を支給する。

2 鉄道運賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。新幹線特別急行列車については片道100km、その他の特別急行列車については片道50kmを超える場合に限り、特別急行料金ならびに座席指定料金を支給する。

3 航空運賃は、航空機によることが必要と認めた場合に限り、旅程に応じて航空運賃を支給する。

4 車賃は、陸路(鉄道を除く)旅行について実費額を支給する。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、出張勤務のために宿泊を要した場合、理事長の定める額を支給する。

(必要経費)

第12条 必要経費は、研修会費、見学費その他出張の用務達成上必要と認められる経費を支出した場合の実費により支給する。

(日当)

第13条 日当は、出張地、出張に要した時間および出張日数に応じて理事長の定める額を支給する。

旅費規程の細則

第11条および第13条の定めに基づき旅費規程のうち宿泊費、食卓料及び日当の額を別表の通り定める。

宿泊費とは、宿泊に伴う諸費用を賄う旅費であり、一夜あたりの定額を支給する。

食卓料とは、水路及び航空機による旅行の場合に支給される食費にあてる経費であり、宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮した旅費であり、船賃若しくは航空賃とは別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、一夜あたりの定額を支給する。

日当とは、目的地内を巡回する場合の交通費及び諸雑費を賄う旅費であり、一日あたりの定額を支給する。

別 表

日当、宿泊費および食卓料

日当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
2,500円	13,500円	2,200円

備 考

学習出張については、日当(1日につき)2,000円を一律に支給する。宿泊費および食卓料は支給しない。